

議第 28 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
(母子支援員の資格) 第 27 条 母子支援員は、次の各号のいずれ かに該当する者でなければならない。 (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設 の職員を養成する学校その他の養成施設 を卒業した者 (2) ～ (5) 略	(母子支援員の資格) 第 27 条 母子支援員は、次の各号のいずれ かに該当する者でなければならない。 (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設 の職員を養成する学校その他の養成施設 を卒業した者 <u>(学校教育法の規定による 専門職大学の前期課程を修了した者を含 む。)</u> (2) ～ (5) 略

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備
をするため、この条例案を提出する。